

「緑の分権改革」調査事業(条件不利地域課題解決モデル実証調査)募集要領

平成 24 年 6 月 15 日
総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

1. 趣旨

地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中、厳しい財政制約の下で、地方公共団体と住民、NPO 等が協働・連携を図りつつ、それぞれの特色を生かした地域づくりを進めていくことが求められている。

そのため、それぞれの地域が豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産の価値等を把握し最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO 等の協働・連携により創り上げていくことによって、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」の構築を目指す「緑の分権改革」を推進している。

本事業においては、離島や辺地等の地理的要因に加え、高齢化の進展、若年層の流出等により、高齢者等社会的弱者の移動手段の確保、災害時におけるライフラインの確保、農林水産業の維持・継続、有害鳥獣対策等、他の地域と異なる多くの深刻な課題が見られる条件不利地域において、豊かな自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用し、域内循環を進める「緑の分権改革」の取組により、困難な課題を自立的に克服しながら地域の自給力と創富力を高め、条件不利地域における新たなモデルをつくり上げていくことを目指す。

2. 応募団体

市町村（平成 22 年度及び平成 23 年度に「緑の分権改革」調査事業を実施した団体については、新たな内容の提案の場合に限り提案できることとする。）

3. 募集する提案

(1) 委託事業の内容

本事業は、「緑の分権改革」による条件不利地域における課題解決モデルとなりうるような先行的・総合的な取組を行おうとする地方公共団体を募集し、取組を実施・発展させていく上での実態的、制度的な課題・解決方策の抽出、検証等を行うものである。

委託団体では、条件不利地域において、モデルとなる取組を具体的に実施して実証的な調査を行う。その取組内容は、住民参画、地域資源の活用・事業化及び域内循環を高める仕掛けづくりによる「緑の分権改革」の推進により、条件不利地域の課題解決を行い、自立的・継続的な地域づくりにつながるものであることが期待される。

したがって、本事業の実施にあたっては、単なる地域資源の活用にとどまらず、地域資源を再構成し、地域の自給力・創富力の向上に資する取組であり、また、委託費の措置のない平成 25 年度以降に自立的に循環可能な取組としていくことが望まれる。

なお、地域おこし協力隊、集落支援員、過疎対策等、本実証調査事業と地域力創造グループ関連施策との効果的な連携・活用を図る場合にあっては、提案書にその旨を明記する

こと。

(2) 委託金額

1 団体当たり 5,000 万円以内を目途とする。

なお、契約上の委託費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、選定基準に照らし、「緑の分権改革」による条件不利地域課題解決モデル実証調査として必要と認められる額とする。また、委託事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

(3) 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に要する経費であって、国からの調査委託費として措置することができるものとして、以下の表に掲げる費目に限る。

なお、地方公共団体の職員の人件費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費以外の経費、委託期間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象としない。

項目	説明	具体例
システム関係経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・太陽光パネル ・計測機器 ・車両借上
設置工事費	機械装置等の設置に係る労務費等に要する経費	
保守費	機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議の開催に要する経費	・委員等謝金 ・委員等旅費 ・会議室借上費 ・資料作成費（会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費）
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が 10 万円未満（消費税込）または使用可能期間（耐用年数）が 1 年未満のものをいう。	・事務用品（委託事業にのみ特化して使用するもの）
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送料等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	・報償費 ・燃料費
報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	

(4) 委託事業の実施地域

委託事業の実施地域は、次の①～⑩のいずれかに該当する地域内にあること。(地方公共団体内の一部の地域が該当する場合(例：一部過疎、一部離島等)にあつては、その該当地域内にあること。)

なお、①～⑩のいずれかに該当する地域内にない場合には、原則として委託事業を実施する対象地域にならないが、データや数値など客観的な根拠に基づき、全国の他の地域と比較して特に条件が不利な地域であるという相当な理由があるときに限り対象地域になる場合もある。

- ① 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- ② 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する地域
- ③ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する振興山村
- ④ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定に基づき指定された豪雪地帯
- ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する地域
- ⑥ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
- ⑦ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島
- ⑧ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ⑨ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑩ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域

(5) 実施期間

委託契約の日から平成25年3月8日(金)までとする。

(6) 実施体制

提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部または事業内容の決定、事業運営方針決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託し、または請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、または請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、または請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等(住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額)について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。なお、あらかじめ再委託することを明示し、再委託先、実施体制、役割分担を届け出ている場合は、その範囲内で報告により再委託を行うことができる。

また、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が 50 万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の 5 分の 1 を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(7) 選定方法

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において、外部の有識者等を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

(8) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる評価項目等を基に、総合的に評価を行う。

- ① 地域資源の有効活用・再構成
- ② 事業推進体制の構築
- ③ 地域の自給力・創富力の向上（域内循環又は域外との交流の促進）
- ④ モデル性
- ⑤ 事業化可能性・継続可能性

(9) 提案内容の確認・修正等

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、または、応募内容について実現可能性や実効性を確認するためヒアリングの実施等を行うことがある。

また、委託予定団体の決定後、必要に応じて、契約締結時までに総務省と委託予定団体との間で調整の上、総務省は委託予定団体に提案内容について修正等の依頼を行うことがある。

4. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ① 様式 1（Word 形式）：提案書（表紙、提案団体の概要）
- ② 様式 2（Word 形式）：事業概要
- ③ 様式 3（Excel 形式）：事業実施計画工程表
- ④ 様式 4（Excel 形式）：概算見積額の内訳
- ⑤ 補足資料（様式自由）：提案を補足する資料があれば、添付することができる。

5. 提出期限・提出方法

（提出期限）

提案書類は、平成 24 年 7 月 6 日（金）午後 5 時までに提出すること。

（提出方法）

提出書類は、総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室宛に郵送するとともに、あわせて電子ファイルをメールにて提出すること。（住所・メールアドレスは 8 を参照。）

提出期限までに提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに 8 の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

6. 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

(ヒアリング等の実施)

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話等によりヒアリングを実施することがある。なお、応募状況等も踏まえつつ、応募団体に提案内容のプレゼンテーションをお願いすることがある。

(選定)

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において、外部の有識者等を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

(契約締結)

選定された提案の応募者（委託予定団体）との間で、契約条件の協議等を行った上で委託契約を締結する。

(報告等)

契約終了日までに報告書の納入を行うこと。具体的には「7. 納入成果物」を参照のこと。必要に応じて報告を求めることとし、その場合は、別途様式を示すものとする。

また、総務省において設置している「緑の分権改革」の評価委員に対する状況説明や委員と総務省職員が事業のアドバイス等を行う現地訪問に協力を求める場合などがあること、本事業の実施地域を条件不利地域におけるモデルとして位置づけることを考えているため、地域力創造グループ主催のシンポジウム等において取組の中間報告等の情報発信をお願いする場合もあり得る。

7. 納入成果物

(1) 調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

① 報告書及び概要版 各 1 部

報告書については、事業内容、調査により得られたデータ、目標の達成状況、収支報告、今後の事業展開を含むこととする。

② 上記①の報告書等を電子化したもの（CD-ROM 又は DVD） 1 枚

③ 作業上作成した資料 1 部

④ 上記③の資料を電子化したもの（CD-ROM 又は DVD） 1 枚

(2) 納入先

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

(3) 納入期限

平成 25 年 3 月 8 日（金）まで

8. 問い合わせ・提出先

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話番号：03-5253-5523

メ ー ル：chisei@soumu.go.jp